

# 古墳時代祭儀空間の成立 — 古墳時代の庭状遺構の評価を巡って —

穂 積 裕 昌

## I はじめに

日本庭園の起源を巡る問題は、これまで多くの研究史があるが、巨視的にみれば飛鳥時代に伝来する朝鮮半島系の方形池を中心とした苑池から奈良時代に唐風の屈曲のある流れを重視した庭園へと変化していく方向で捉えられてきた。とりわけ、奈良時代の庭園は、曲水の宴が行われて詩歌が詠まれた場所としてそれ以降の日本庭園史上でも重要な位置が付与され、なかでも平城京左京三条二坊六坪のいわゆる宮跡庭園はこれを具体的に示す好例として国の特別史跡に指定されている（奈良国立文化財研究所1986）。

一方、三重県伊賀市城之越遺跡では、平成3年度の発掘調査によって、庭園の洲浜や景石を思わせるような貼石や立石をもつ特異な貼石遺構が確認された（三重県埋蔵文化財センター1992）。この遺構は、一見奈良時代の庭園遺構を髪鬚とさせる平面形を呈しており、奈良時代庭園遺構との連続性をどのように評価するのか関心を呼んだ。その後、奈良県天理市赤土山古墳や広陵町巣山古墳など前方後円墳の付設施設のなかに同様の手法を取り入れた施設が確認されるに及び（天理市教育委員会2003、広陵町教育委員会2005）、改めてこのような古墳時代の「庭状遺構」をどのように評価すべきかの検討の時期を迎えていた。

本稿では、これら古墳時代の類「庭園」遺構がどのような機能をもった遺構であるかを確認し、そのうえで本遺構が日本の庭園史のなかでも位置づけが可能か、また可能とすればどのような評価がなしえるのかの私見を提示し、大方のご判断を仰ぎたいと考えるものである。

## II 問題の所在と視点

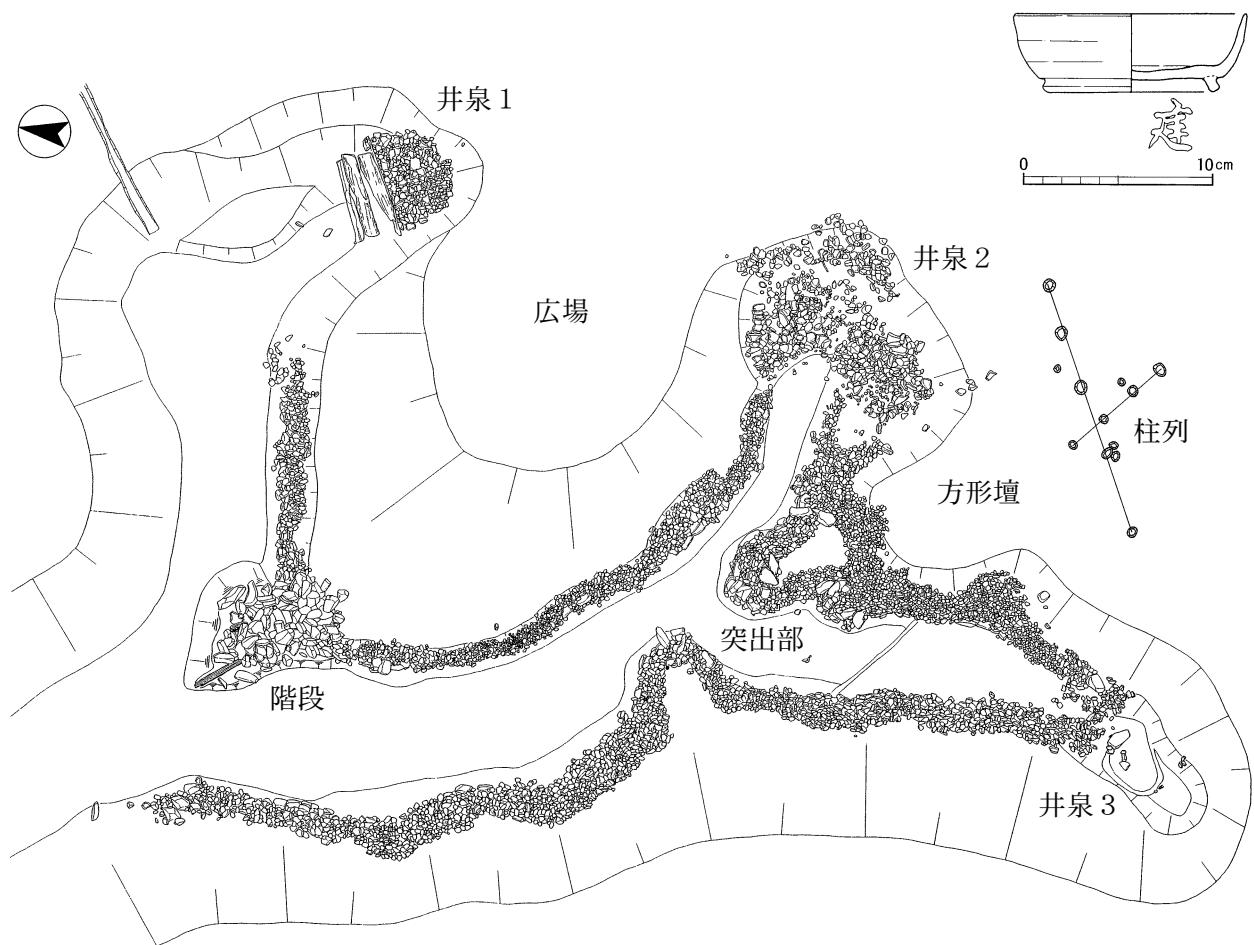
### 1 問題の所在

これまで、古墳時代研究者と造園史を中心とした一部の庭園研究者では、問題に対するアプローチの方法が異なり、議論が噛み合ってこなかった觀がある。これは、これまで積み上げられてきた古代庭園史が、奈良時代以降のいわゆる曲水宴を催すための施設を中心に組まれてきたこと無関係ではない。このため、奈良時代庭園と平面プランが類似した城之越遺跡貼石遺構も、「曲水宴」自体がいつから始まったのかという議論を含めて、こうした奈良時代以降に定型化する庭園の起源が、機能的あるいは造営技術的な側面としてどこまで遡るのかという脈絡のなかで評価された。換言すれば、それまで知られていた「奈良時代（あるいは飛鳥時代も含めて）の庭園」という存在がますあり、そこを定点としてそれがどこまで、あるいはどの要素が遡りうるのかという視点である。

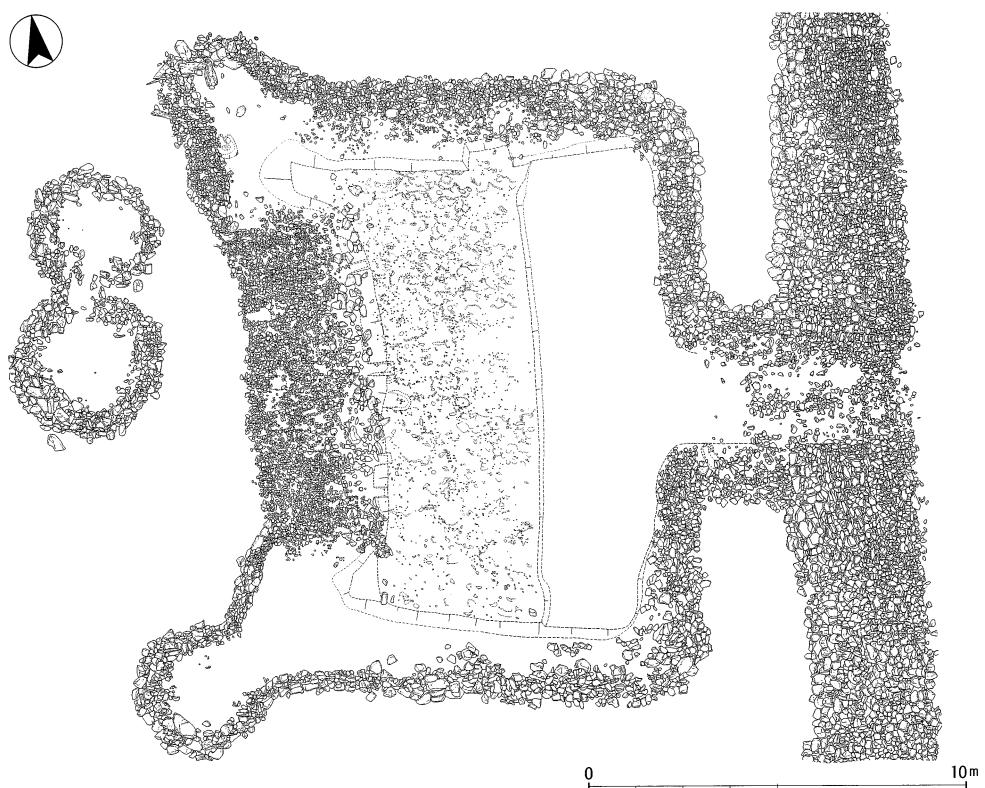
一方、奈良時代を含む庭園史自体を主たる研究テーマとしてこなかった古墳時代研究者は、奈良時代の庭園に起點を置いた問題へのアプローチに違和感をもち、いったん庭園史を巡る議論の枠組みから当該遺構を切り離し、まずは発掘された遺構自体の評価を目的とした。その方向における議論のひとつの帰結が、城之越遺跡や奈良市南紀寺遺跡（奈良市教委1991・1995）を「水に関わる祭祀の場」として存在していたのではないかと考える仮説の提出であった（穂積1992、森下1998など）。

### 2 近年の研究動向

近年の庭園研究は、古墳時代の「庭状遺構」を含め、飛鳥京の飛鳥苑池や平城京内の庭園、平安時代の浄土庭園など、いわゆる「発掘庭園」の調査例が増加したことと無関係ではない。現在問題となっているひとつの議論は、



第1図 城之越遺跡貼石祭儀場（1：200）と上層出土「庭」墨書須恵器（右上、1：4） 上野市教育委員会1998を一部改



第2図 巢山古墳島状施設（1：200）

広陵町教育委員会2005より転載

庭園系譜に関わる問題で、以下の諸点をどのように評価するかに収斂される。

- ① 宮跡庭園をはじめとする奈良時代庭園が円形プランを指向するのに対して、飛鳥苑池が方形池を中心とした方形プランを指向しているとみられること
- ② このうち、方形プランの飛鳥苑池は朝鮮半島へ、曲線プランの奈良時代庭園は唐へその淵源を求める意見があること
- ③ 一方、城之越遺跡に代表される古墳時代の「庭状遺構」が飛鳥苑池ではなく、時代の新しい奈良時代の庭園と平面プラン上での共通点を有すること

細かい議論の差異は多々あるが、以上を評価する考え方は以下の3つに帰結する。

- A 外来要素の流入は認めつつ、古墳時代庭状遺構から奈良庭園までの何らかの系譜関係を認めようとする意見
- B 古墳時代を切り離したうえで、飛鳥庭園は朝鮮半島から、奈良庭園は唐からという系譜関係をより大きく認め、「飛鳥→奈良」の直接的な系譜をより小さくみる意見
- C 古墳時代を切り離したうえで、飛鳥庭園にも方形だけでなく曲線構造を有する点を積極的に評価し、外来的要素の流入は認めつつ、奈良時代庭園が飛鳥時代苑池を基盤として成立しているとみる意見

A説を採る論者のうち牛川氏は、城之越遺跡の井泉から曲線的な貼石溝へ至る造形の系譜は、基本的には奈良時代の庭園遺構へ繋がっていく立場を明瞭にとられる（牛川1994）。また、同じA説でも辰巳和弘氏は、城之越遺跡貼石祭儀場の平面形や立石等の意匠が、不老不死の神仙界の靈山や靈川を具現したものと考え、造形の背景に古墳時代段階での中国思想の流入を認められる（辰巳2001）。

B説を採る小野健吉氏は、702年に送られた粟田真人による遣唐使によって唐の庭園技術・思想が持ち帰られたとし、基本的には造形の系譜として、飛鳥時代の苑池遺構と、奈良時代の庭園遺構にヒアタスを認める（小野2003）。

一方、C説は飛鳥苑池や平城京松林苑の調査に関わった河上邦彦氏に代表され、氏によると奈良時代庭園の母胎は飛鳥苑池にあるとされる（奈良文化財研究所2004p.94）。筆者自身も、技術的な系譜や、そうした造形に帰結した直接的な関係性自体は、古墳時代の「庭状遺構」と、飛鳥時代以降の苑池以降とは切り離して判断するのが妥当と考えている。そういう意味では、「系譜」という側面に限定すれば、一端古墳時代を切り離したうえで飛鳥苑池から奈良庭園の流れを統一的に考える河上邦彦氏の考えにより共感を覚える。

しかし、古墳時代の「庭状遺構」を日本の「庭園史」のなかで評価するには、一系列的な系譜関係や、発展段階を設定してその関連を述べるというものとは異なった、全く別の視点からのアプローチが必要であると考えている。

### 3 本稿の視点

現在の庭園史研究は、曲水宴などの後世的な遊宴的要素を大きく評価し、それに引きずられた面が多々あると認識する。例えば、庭園概念に関連して高瀬要一氏は、庭園とは「鑑賞・宴遊を主目的として造られた外部空間」として定義される（奈良文化財研究所2002p.40）。しかし、この定義は、庭が本来も多様な機能のうち、鑑賞と宴遊に特化して、その基準で前後も捉えようとする指向性があり、その背景には『作庭記』にみえる庭像をひとつの原型（あるいは理想像）に措定する考え方や、和歌・漢詩などの文献資料とも照応可能な奈良時代の庭園の機能をまず敷衍させる従来の考え方があることは否めない。しかし、高瀬氏自身が確認されているように、「庭園」自体はたしかに明治時代中期頃以降にしか遡らない用語である。さすればその時点（あるいは平安時代の『作庭記』の段階）の「庭」が持っていた機能（鑑賞や宴遊）で古代以前も推し量ろうとするのではなく、本来の「庭」や「苑・園」から出発して、それが時代毎にどのような変遷過程（形態のみならず、それに対する認識の変化も含めて）や系譜上の繋がりを有したかなどを考察し、最終的にそれらがどのような変遷を経て「庭園」として帰結したのかを

問題としなくてはならない。高瀬氏自身は、城之越遺跡などの古墳時代の諸例も含め、大きく日本の庭園史の中で広く捉えようとするが、さすればその前提となる庭園概念自体、最初から決定されたものである必要はない。むしろ、「庭」という場が、時代によってどのように変転していくのかをこそ、問題とすべきであろう。

これまでの庭園史を紐解くと、堀口捨己氏など前方後円墳に代表される古墳の葺石にすら日本の庭園史のなかで大きく評価していこうとする立場が存在したことは無視できない（加藤1983）。近年の巣山古墳島状施設や城之越遺跡の確認などによって、これらを日本の庭園史の中でどう評価できるのかという視点が改めて問われている。奈良文化財研究所が主催する庭園研究会における尼崎正博氏の発言「日常を非日常化していこうとする意識」（奈良文化財研究所2002p.47）は、まさにこの立場を明快に主張されたものと考えられる。

本稿では、「曲水宴」や「遊園」といったものにのみ立脚した「庭園概念」を定点にしてその変遷・変容過程、あるいは前代との繋がりを問題とするのではなく、こうした「庭園」概念から一端距離をおいて、「庭」なるものが本来どのような場面を示す語句として成立したかを確認する。そのうえで「庭」が、古代日本の古典（『記紀』）ではどのような場面を指していたのかを確認し、その遺構としてはどういったものを射程に入れて考えればいいのかを考究する。これら作業を経たうえで、城之越遺跡貼石祭儀場とこれに類似した形態を示す諸例、近年発見の古墳時代中期前方後円墳に付設された島状施設等の意義を、主に祭儀的側面から観察しようとするものである。

つまり、本稿においては、ある時期に顕在化する特定の要素や思想のみを切り取って基準を定め、それによって全時代を規定するという方向性は指向しない。ここでいう「庭園史」とは、「最終的に現代にまで続く庭園に帰結する、そこに至るまでの過程全般」を指す。本稿では、こうした庭園概念の転換を行ったうえで、このうちの列島における古墳時代を中心とした時期の資料に焦点を据えて論じるものである。

### III 「庭」の本義と古代日本における儀礼空間の認識

「庭」という漢字は日本で生成された国字ではなく、古代中国に存在する字である。このことに関して筆者は完全な門外漢であるが、いくつかの辞書・字書類を確認したうえで、考古資料（主に遺構）を評価していくための留意点を述べて問題点の顕在化を図ろう。

まず、古代中国の甲骨文字から漢字の成立を考察する白川静氏によれば、「庭」は公宮の儀礼を行うところである「廷」に屋簷（ひさし）の形である「广」を加えた文字で、「廷は土主を祀り、灌鬯して儀礼をおこなうところをいう」とされ（白川1994）、さらに日本においては、「神を迎えて祀るひらい場所」で、「祭式儀礼を行うところである」ことから「齋庭」あるいは「沙庭」のようにいう、とされている（白川1995）。

さらに、松村明氏の編になる『大辞林』においても、庭は「かつては公事・神事を行う場所」であるとされていて、基本的な見解として白川氏の説と一致をみる（松村1988）。

ちなみに白川氏は、庭と同様、「場」も「にわ」とよみ、やはり祭式の場を意味する字である」とされ、「場」の篇である「易」は「玉光が下方に向かって放射する形で、魂振り儀礼を意味する字」であり、古代中国における「場」の祭事的用例を揚げられたうえで、「庭・場はともに祭祀の場で、わが国の「には」の古義によくかなう字」であると明快に述べる（白川1995）。

ここで『記紀』に用いられた「ニワ」の代表的用例を確認する（以下、文献引用は岩波書店1958・1967に拠る）。

1 四年の春二月の壬戌の朔甲申に、詔して曰はく、「我が皇祖の靈、天より降り鑒て、朕が躬を光し助けたまへり。今諸の虜已に平けて、海内事無し。以て天神を郊祀りて、用て大孝を申べたまふべし」とのたまふ。乃ち靈畤を鳥見山の中に立てて、其地を號けて、上小野の榛原・下小野の榛原と曰う。用て皇祖天神を祭りたまふ。〔神武紀〕

2 天皇筑紫の詞志比宮に坐しまして、熊曾國を擊たむとしたまひし時、天皇御琴を控かして、建内宿禰大臣沙庭に居て、神の命を請ひき。（中略）亦建内宿禰沙庭に居て、神の命を請ひき（以下、略）〔仲哀記〕

1は、神武天皇が橿原宮で即位した後、皇祖天神を祭るために鳥見山の中に設けられた場が「靈畤」（れいじ・まつりのにわ）ということになる。ここでは、「庭」の字は使用されていないが、「靈畤」を「まつりのにわ」と読み、『古典文学大系』本の頭注では説文を引きつつ時は「天地の神靈を祭るために築いた処」と解説されている。

2は、仲哀天皇が熊襲国を攻めるにあたって筑紫の香椎宮で神の神託を求めた有名な部分で、仲哀が琴を弾くなか仲哀の大后である息長帶日賣命（神功皇后）が神懸りをして神を呼び寄せ、沙庭に控える建内宿禰が神への問い合わせを行う場面である。文中で沙庭は建内宿禰にかかるのみであるが、文章全体を通すと、沙庭が神の神託を聞く場であり、そこに神を呼び寄せるための琴を弾く仲哀が神と対峙し、建内宿禰が神（実際には神懸りした息長帶日賣命）に神託を聞く、という筋立てになっている。中略部分以降も、沙庭にて建内宿禰が神の神託を聞く。

このようにみると、古代日本の文献においても、「ニワ」は、神を祀ったり、神の神託を聞く場そのものという含意をもって認識されていたことが容易に理解される。

ちなみに2は、『書紀』では仲哀死亡後、神功紀に照応する説話がみられるが、そこで「サニワ」は「審神者」として記され、場所を「皇后の神託を請い聞き、意味を解く人」の意で使用されている。その部分を揚げよう。

3 三月の壬申の朔に、皇后、吉日を選びて、斎宮に入りて、自ら神主と為りたまふ。則ち、武内宿禰に命して琴撫かしむ。中臣鳥賊津使主を喚して、審神者にす。〔神功紀〕

ここでは、神を寄り付かせるための琴を奏じるのが武内宿禰、神懸りして神の神託を発するのが神功皇后、そして神（神懸りした神功皇后）に問い合わせ、その言葉を解するのが審神者としての中臣鳥賊津使主ということになる。『記』の構成とは若干の差異をみせるが、井上光貞氏は「サニワ」の「サ」は本来神に供する神聖な稲の意を表す語の可能性を指摘し、そのうえで「サニハは、その神稲を積み重ねる場で、そこに神が降臨する所から、神託を請い、意味を解する場所、及びその人の意と転じたものではないか」とされる（井上1967）。井上氏によると、『記』の「沙庭」が本来のかたちで、それが人を示す「審神者」に転じたということになる。いずれにせよ、「ニワ」という語のなかに、神の神託を聞く場という含意が古代において存在したことは認めてよかろう。

ところで、直接的に「庭」や「畤」といった文字は使用されていないが、「神の神託を聞く」という意味において、「ニワ」と同様の祭儀空間を考える上で興味深い部分が『崇神紀』に2ヶ所みられる。以下、その部分を示そう。

4 —中略— 是に天皇、乃ち神淺茅原に幸して、八十萬の神を曾へて、卜問ふ。是の時に、神明倭迹迹日百襲姫命に憑りて曰はく、「天皇、何ぞ國の治らざることを憂ふる。若し能く我を敬い祭らば、必ず當に自平ぎなむ」とのたまふ。天皇問ひて曰はく、「如此教ふは誰の神ぞ」とのたまふ。答えて曰はく、「我は是倭國の域の内に所居る神、名を大物主神と為ふ」とのたまふ。（以下、略）〔崇神7年紀〕

5 秋八月の癸卯の朔己酉に、倭迹速神淺茅原目妙姫・穗積臣の遠祖大水口宿禰・伊勢麻績君、三人、共に夢を同じくして、奏して言さく、「昨夜夢みらく、一の貴人有りて、誨へて曰へらく、『大田田根子命を以て、大物主大神を祭ふ主とし、亦、市磯長尾市を以て、倭大国魂神を祭ふ主とせば、必ず天下太平ぎなむ』といへり」とまうす。天皇、夢の辞を得て、益心に歎びたまふ。布く天下に告ひて、大田田根子を求ぐに、即ち茅渟県の陶邑に大田田根子を得て貢る。天皇、即ち親ら神淺茅原に臨して、諸王卿及び八十諸部を会へて、大田田根子に問ひて曰はく、「汝は其れ誰が子ぞ」とのたまふ。対へて曰さく、「父をば大物主大神と曰す。母をば活玉依媛と曰す。陶津耳の女なり」とまうす。亦云はく、「奇日方天日方武茅渟祇の女なり」といふ。天皇の曰はく、「朕、榮樂えむとするかな」とのたまふ。乃ち物部連の祖伊香色雄をして、神班物者とせむとトふに、吉し。（以下、略）〔崇神7年紀〕

4・5は、ともに『崇神7年紀』の記事である。4は、崇神が自身の世に災い（前段までに疫病流行や百姓流離、背叛の存在と、天照大神・倭大国魂を祭ったことが語られている）の多いことを憂えて、その災い元を知るためのトイを「神淺茅原」で行ったところ、大物主神が倭迹迹日百襲姫命に神懸りして災い元が自らがであること名乗た部分、5は4を受けて大物主神を祭ったが靈験がなく（中略部分）、夢の辞（夢のお告げ）によって大物主神を祭る主が大田田根子と指定され、「神淺茅原」で崇神と大田田根子の対面の後、伊香色雄をして神班物者（神に捧げる物をわかつ人）としてよいかのトイが行わたった、という部分である。ともに、「神淺茅原」が神の神託を聞いたり、トイを行う儀礼の場として登場する。あえてそこに「幸して」（4）・「臨して」（5）という表現をしているところから、住まい（居宅）から離れた場所にある、独立した儀式や祭祀、神託の場であることを想起させる。この「神淺茅原」の性格も、前述の1～3を敷衍すれば、一種の「ニワ」ということになろう。

以上にあげた沙庭、靈時、あるいは神淺茅原は、いずれも文脈の構成からは屋敷地内のある場所を指し示すのではなく、独立した儀礼場に赴くという構成を示している。建物の有無は明らかでないが、少なくとも祭儀行為の中心は建物ではなく、こうした「ニワ」として認識される空間にあることは是認してよかろう。こうした「ニワ」での行為の全てを祭祀目的に特化させることはできないが、古代における祭祀行為の基本形は、建物内で行うのではなく、露天の祭祀場で行う「庭上祭祀」（岡田1992）にあることを考えれば、まさに祭祀行為の中心地たる「庭」の存在形態のあり方は、古代祭祀研究、ひいては「庭園史」においても極めて重要な論点となりうると認識される。

#### IV 考古資料による儀礼空間の具体像

儀礼や祭祀行為を行う場所自体が「庭」として認識されていたとする、発掘調査を経て認識される遺構レベルにおいては、「庭」の把握は極めて難しいものとなる。勿論、奈良時代以降に顕在化する曲水宴や宴遊目的の貼石の庭や、朝堂院など宮内の主要建物の前面に配された庭は別である。ちなみに後者の場合、儀礼の執行の場という意味で本来のあり方を残存させる庭が、宮という内部空間に取り込まれたものとして認識される。ただし、その場合においても、庭は他の遺構との位置関係からある一定の範囲（遺構の重複がなければ、建物や塀に囲まれた明瞭な空閑地として存在）が認識（類推）されるに過ぎない。

しかし、宮のような明確な区画や囲繞施設によって特定の場所が認識できる場合はまだしも、古墳時代を含む奈良時代以前の、なおかつ宮以外の遺跡（こちらのほうが大多数を占めるが）では、遺構としての庭（古代祭祀場・儀礼空間）の特定は極めて困難である。これらの存在を顕在化させる区画や囲繞施設が伴っていたかどうか自体、不明だからである。せいぜい、何らかの祭儀的機能を認められる遺構（特別の大型建物や井泉など）が特定できれば、その周辺での空閑地と認識できる部分の存否や、遺物の出土状況などが手懸りとなる。例えば、古墳時代中期以降に顕在化する磐座は、カミの降臨すると觀念される大岩・大石に対して拝む形態を探るが、福岡県沖ノ島や静岡県天白磐座遺跡などの例を敷衍すると、磐座そのものはともかく、磐座に対する供物を置く側は「祭祀」という「カミや精霊に対し、祈り、慰める」ための儀礼執行（岡田1992）の場そのものとなる。

こうしたなか、明瞭な溝や造成された土壇状の施設などから、明瞭に何らかの儀礼行為を行った場として捉えられる遺構が、三重県伊賀市城之越遺跡や奈良市南紀寺遺跡などで発見された、井泉から湧き出た水を通す溝によって囲まれた独立空間（空閑地）をもつ特殊遺構である。以下、最も代表的なこの2遺跡をみてみよう。

##### a 城之越遺跡

城之越遺跡は、三重県伊賀市比土に所在する遺跡である。焦点となる貼石遺構は、3ヶ所の井泉（うち2ヶ所が石組み）から流れ出た湧水を通す3本の貼石溝と、貼石溝に囲まれた土壇状施設、それに合流点に形成された方形壇状施設とそれらに取り付く階段や立石、突出部などで構成される。このうち、井泉1から流れ出た曲線的な北側

貼石溝と、井泉2から流れ出た中央貼石溝に囲まれた部分は、1方向のみ開放された8m×7mの円形土壇（若干の盛土によって造成された上面にピット等の遺構が一切ない空閑地で、報告書で「広場」とした部分）で、西側に溝に下りるための階段を伴う。また、中央貼石溝と南側貼石溝に囲まれた部分は、合流点に石張突出部とそれ続く方形壇を造り出し、それらの両脇に立石を伴う。これら貼石遺構群を囲繞する施設は存在せず、僅かに方形壇の外側に簡単な目隠し塀と推定される柱列が伴うに過ぎない（三重県埋蔵文化財センター1992）。

以上のことから、城之越遺跡の貼石遺構群は、簡単な目隠し施設があるとはいえ、基本的に露天に造成された特異な遺構であり、井泉や溝（合流部より下流は素掘り大溝）から出土した祭祀性の高い遺物群（有孔のものを含む小形壺群や高杯が卓越する土器組成や刀形等の木製形代類や飾弓の存在、耕作用農具を全く含まない木製品組成など）から、祭祀を執行した貼石祭儀場（大溝祭祀遺構）と認識するに至った。こうした井泉を中心とした場で行われた祭祀行為は湧水点祭祀とも呼びうるもので、その存在形態によって湧水ないしは湧水となる井に対して行われた祭祀、もしくは聖なる井とみなされうる井水や湧水を用いての祭祀のほか、井泉（湧水点）という清浄な地を執行空間として行われた祭祀（この場合は井泉や井水は祭祀対象ではない）などの類別が可能である。

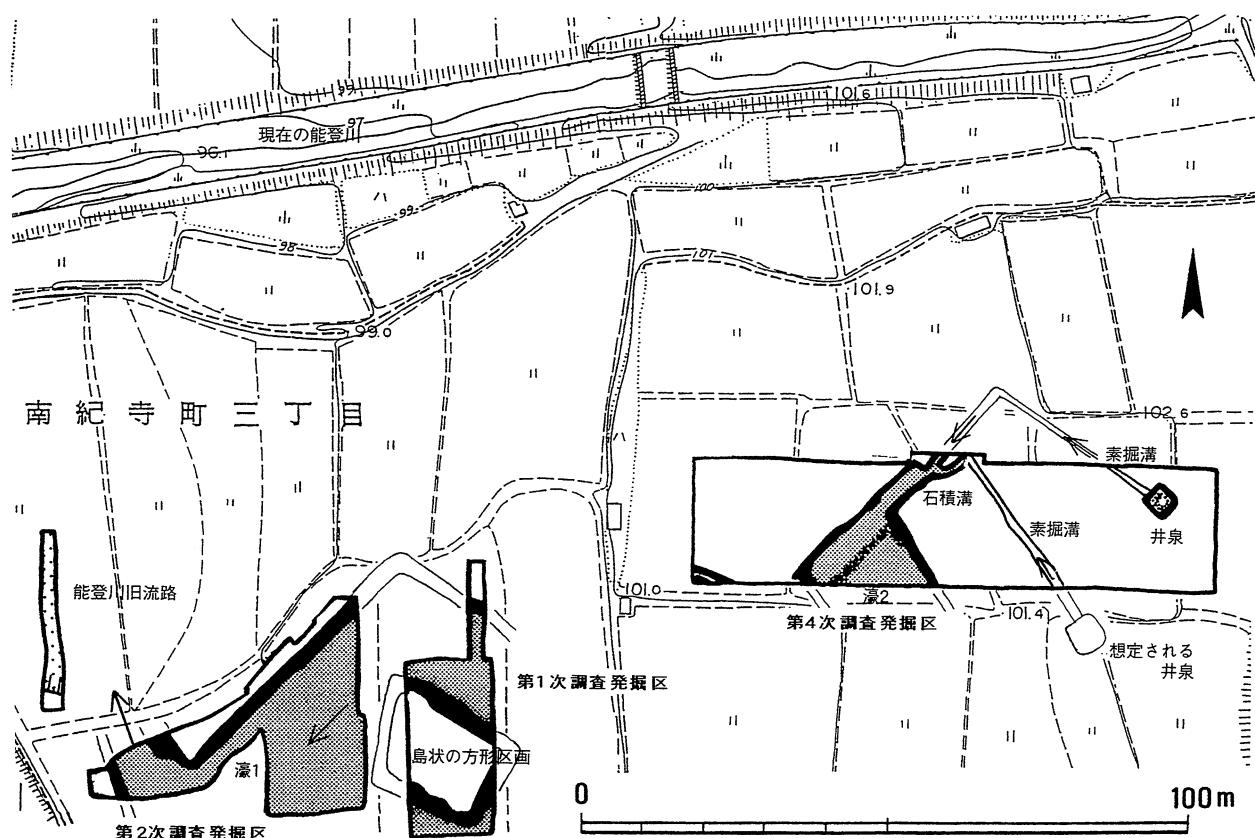
城之越遺跡の貼石祭儀場は、井泉から流れ出る清冽な貼石水路、いわば「瑞垣」によって囲まれた清浄な地であり、まさに祭儀行為執行の場、すなわち「庭」としての認識が可能な遺構と判断される。円形土壇の中心から開放部分を通じて100m延長した部分には、東西に並ぶ「四面庇付」大型掘立柱建物2棟が存在し（上野市教育委員会1998）、このうちの西側建物の柱筋が土壇状施設の主軸が一致し、祭儀のなかで露天の祭儀場以外に大型建物も何らかの機能を担つたことが類推される（穂積2002）。

突出部に存在する立石は、たんに造形上の意匠というより磐座的なカミの降臨を意識した依代としての機能が觀念されていたと考えられるが（鈴木1991、穂積1999）、前述のように辰巳和弘氏は古代中国思想の神仙界を具現化したものと捉えられる（辰巳2001）。また、溝の法面に施された貼石は、一見すると奈良時代苑池の洲浜を想起させるが、平面形自体は方形壇や突出部の側面に貼石を施すという意識の結果としてこうした意匠になったと思われる。

なお、城之越遺跡では、貼石祭儀場の廃絶後の奈良時代に、「庭」と墨書きされた須恵器坏身が投棄されている。前代の聖地としての意識の残存か、何らかの祭祀が継続していた可能性が残るとともに、改めて「庭」の本義を考えるうえで重要な遺物と認識される。ただし、遺構形成の本義自体は儀礼を執行するための場の造成にあろうが、それを貼石によって顕在化しようとする意識や、複雑な構成を実現した造成プラン（メンタリティ）は、後の「庭園」要素とも共通する列島人の意識として評価することが可能である。

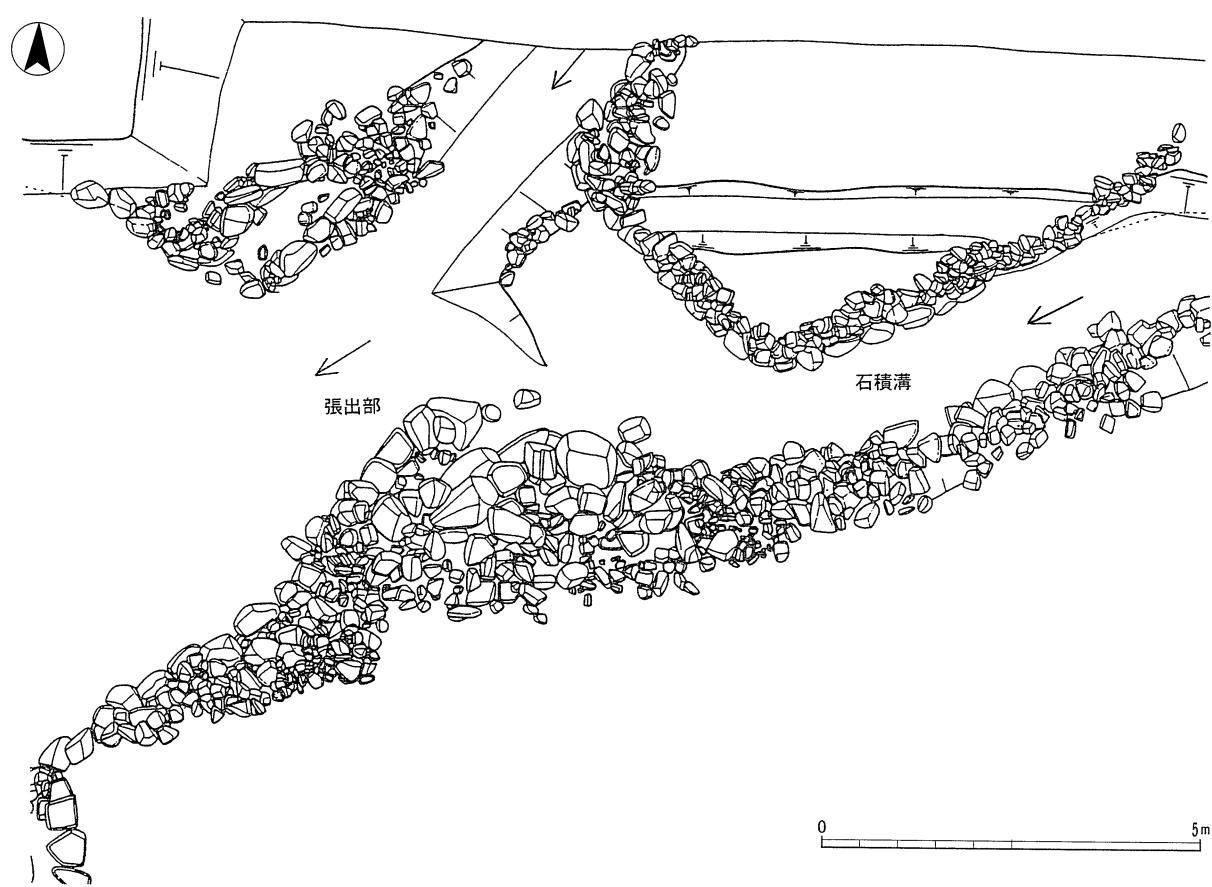
### b 南紀寺遺跡

南紀寺遺跡は、奈良市南部を流れる能登川の南岸に所在する遺跡である。非常に限られた部分の調査のため、遺跡の全体形の把握には不明な部分が大きいが、給水源となる一辺4.5mの方形石組井泉と導水部となる素掘溝、貼石溝、護岸に貼石を施した幅広の池状部（報告で「濠1」「濠2」とされている部分）とそれに取り込まれた方形区画（島状施設）で構成され、最終的に幅12mの貼石溝に収斂して能登川へ排出されたと見られる。素掘溝は2本あることから井泉はもうひとつ存在したと想定され、それらが合流（合流する直前から貼石溝）して幅5m弱の貼石溝となり、池状部（報告書の「濠1」「濠2」）へ続く。合流部には、突出部的な造形と本来は立石であったかとも推定される大型の石を配し、城之越遺跡の意匠とも共通する部分が認められる。池状部は、幅45m以上の規模をもつが、対面は調査区外となるため全体幅は不明で、未調査部分を挟んだ下流側で25m×15mの方形区画（島状施設）を取り込みつつ、直線距離で約120mの長さをもつが、深さは最大で50cmと比較的浅い。城之越遺跡貼石祭儀場のような曲線多用のプラント異なり、直線的で屈折を多用したプランに特徴がある（奈良市教育委員会



第3図 南紀寺遺跡全体図

森下1998より転載



第4図 南紀寺遺跡貼石施設全体図

奈良市教育委員会1995より転載

1991・1995)。

つまり、南紀寺遺跡の全体構成は、2ヶ所（1ヶ所は推定）の石組井泉とそれに続く導水溝、さらに導水溝が合流して1本の貼石溝となった源流・導水部、下流部で方形区画を取り込む貼石護岸の池状部、幅12mの貼石溝となる能登川への排水部という3つの構成としてみることが可能で、幅広の池状部に対して幅狭の給排水部という「巾着袋」のような形状をとる。丁寧な貼石の方形井泉や島状施設も取り込んだ広大な池状部などこの種の遺跡では最大の規模を有し、その造営に関わった主体がかなりの有力者であることを示唆している。出土遺物は乏しく、具体的な儀礼行為の復元はできないが、古墳時代の石組井泉としては最大の規模をもつことや、曲線か直線かの違いはあるが井泉を起点とする全体的な構成が城之越遺跡と共通することから、水に関わる祭祀が行われたか、あるいは「井泉から湧き出た水に囲まれた清浄な場」を前提とした何らかの儀礼執行の場であったとみられる。その場合、周囲を浅い流れに囲まれた方形区画（島状施設）の部分が、儀礼行為の中心地として城之越遺跡でいう円形土壇に相当した可能性がある。また、北側にはすぐ能登川の旧流路が迫っていることから、これら貼石施設群全体を取り囲むような柵や堀などの囲繞施設は存在せず、基本的には開放空間の独立施設として造成されている可能性が高い。

## V 古墳における島状施設の実態

これら城之越遺跡や南紀寺遺跡などは、その規模の大きさや貼石造成を伴う投下労力、全体意匠のあり方などから首長層によって造営された露天の儀礼執行施設と推定され、独立儀礼空間としての評価が可能である。そして、これら首長膝下の儀礼施設に用いられたものと類似した意匠が、古墳に付設する施設に取り込んで用いられていたことが判明しつつある。

これらが付設される古墳の多くは前方後円墳であり、後円部や前方部といつたいわば「主墳丘」から外側に出た部分で認められる。筆者は、かつてこれら施設を「主墳丘付施設」として把握したが（穂積2005）、これらは主墳丘から陸橋によって取り付いたり、主墳丘のさらに下部に付く低い段（墳丘全体を覆うことなく、墳丘片側だけなどに付加されたもので、主墳丘の段築からは切り離して考えたほうがよい「基底基壇」ともいすべきもの）に連続して存在する。また、直接主墳丘とは接続しないが、周濠内に独立した島（島状施設）も存在する。これらを具体的な事例に即して言えば、以下のように類別可能である（各古墳の典拠文献は穂積2005参照）。

- A 「基底基壇」の一角に埴輪による方形区画や造成を伴う埴輪樹立区として設けられた施設（奈良県赤土山古墳・三重県石山古墳など）
- B 出島状施設（奈良県巣山古墳・三重県宝塚1号墳）
- C 島状施設（兵庫県五色塚古墳・大阪府津堂城山古墳・群馬県保渡田八幡塚古墳）
- BもしくはC（愛知県正法寺古墳・福井県向山1号墳）

このうち、奈良県巣山古墳は、両側くびれ部に設けられた造出とは別に、前方部から北側に陸橋で連結された出島状施設が設けられる。この施設は、上面で11.5m×7m、下面で16m×12mの長方形形状を呈し、外側となる北東側コーナーと北西側コーナーはあたかも四隅突出墳のような突出部が突き出したもので、陸橋及び出島状施設法面は貼石され、特に堤側の辺（施設北面）は小礫による洲浜状の緩やかな石敷斜面を形成する。突出部に大型の石を配する様は城之越遺跡貼石祭儀場の突出部を連想させる。施設上面および周辺からは3対の水鳥形埴輪をはじめ、家・囲・柵・盾・蓋といった形象埴輪が配され、一種の埴輪配置区としても機能している。また、出島状施設の外側には、独立した瓢箪型の島状施設が伴い、こちらも貼石護岸なされている。これら出島状施設や陸橋部、瓢箪型島状施設に用いられた貼石は、主墳丘に用いられた葺石とでは、石材の大きさや積み方（葺き方）に差異が

認められ、丁寧さにおいて葺石部分が優越する印象を受ける（広陵町教育委員会2005）。

同様の施設例は、陸橋によって主墳丘と連結しない島状施設としての形態をとるもの津堂城山古墳にもあり、施設の四隅に大形石を配し、堤側の辺中は窪ませて小礫を敷き詰めて洲浜状とし、その上面に水鳥形埴輪3体が置かれていた。洲浜状とした意匠、周濠前方部に付設された位置関係、さらに樹立された水鳥形埴輪の数（3体）など巣山古墳との共通性が大きく、古市に築かれた津堂城山古墳と葛城に築かれた巣山古墳であるが、両者の築造に密接な関係があることも指摘されている（上田2005）。

また、赤土山古墳では、後円部南東側の基底基壇を拡張して埴輪配置区とし、外側に入江状の彎曲や突出部を造成して法面を貼石護岸している。配置される埴輪は家形埴輪を中心として、入り江部分に圓形埴輪を置き、さらに北端（「後円部造出」の脇）に鳥形埴輪を配置する。ここでも、主墳丘に付設した部分での突出部の形成や洲浜状の貼石が認められ、埴輪樹立区造成にあたって複雑な造形を施していることがわかる（天理市教育委員会2005）。

これら施設では、いずれも埴輪が用いられており、すべてで共通する形象は鳥（巣山・津堂城山は水鳥、赤土山は鶴）形埴輪、ついで家形埴輪（巣山・赤土山）と圓形埴輪（巣山・赤土山）となる。ここで埴輪群樹立の意味は諸説あるが、上記埴輪の共通性の評価が重要な論点のひとつになろう。

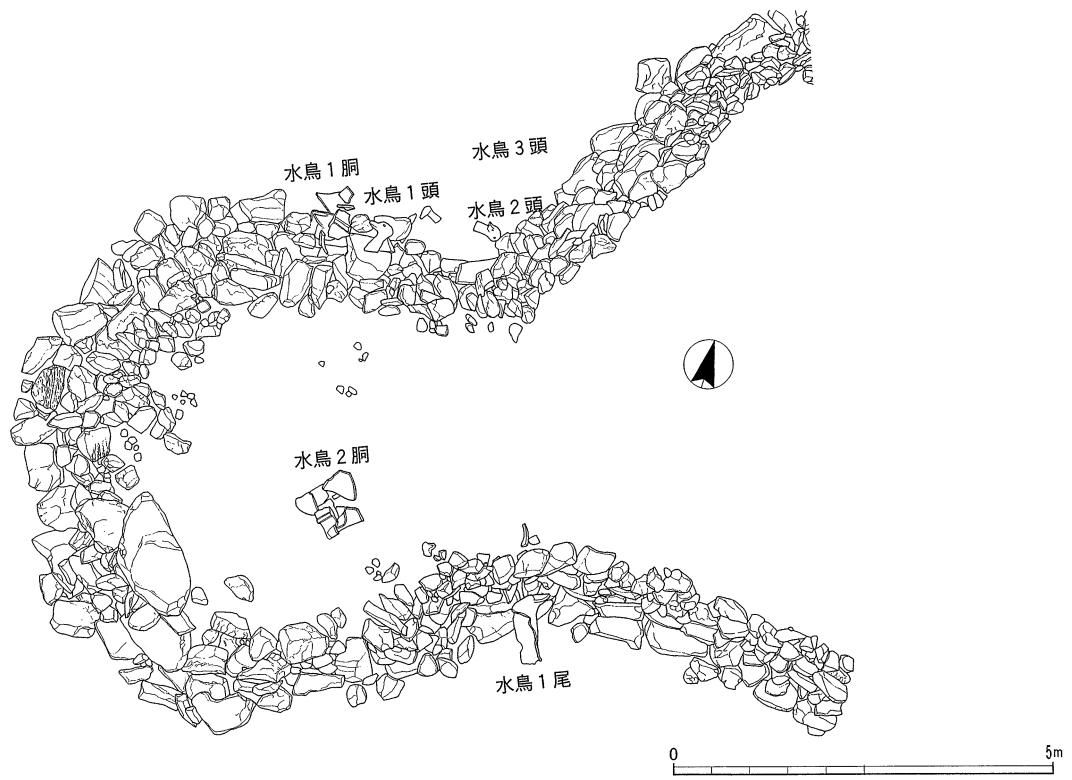
これら施設群はいずれも主墳丘からみれば一段と低い高さしか有しておらず、コーナー部流出のため突出部こそ未確認だが巣山古墳同様の出島状施設をもつ宝塚1号墳では、ここを取り囲む円筒埴輪列は主墳丘囲繞のものに比べて器高の低いものも相当数混じっている（松阪市教育委員会2005）。こうしたことは、墳丘での位置が高くて見えないうえに、円筒や鰐付きの埴輪列によって外界からさらなる遮蔽が意図された後円部上などと異なり、これら施設群が基本的には外界からの視認をオープンにしたうえで、儀礼演出の場として機能していたと推測される（穂積2005）。つまり、島状施設をはじめとする主墳丘付設施設群は、当該部分の埴輪樹立に込められた意味をオープンに知らしめる場としての「舞台」装置として機能が付与されていたのではなかろうか。

## VI 独立儀礼空間と古墳付設施設の共通意匠とその評価

以上のように、首長が執行した儀礼空間の場としての独立祭儀場と、古墳（多くが大型の前方後円墳）に付設された島状施設等の主墳丘付設施設の造成における手法・意匠には、共通したものが認められた。箇条書きで示そう。

- ・ 島状施設自体の造営（南紀寺遺跡と津堂城山古墳・巣山古墳・宝塚1号墳など）
- ・ 祭儀空間の突出部付設とそのプランニング（城之越遺跡・南紀寺遺跡と巣山古墳・津堂城山古墳）
- ・ 貼石護岸であることと立石等の大型石材の要所配置（各遺跡・古墳共通するが、特に城之越遺跡と巣山古墳に典型的に表出）
- ・ 曲線かつ入り組みを多用した平面形（城之越遺跡と赤土山古墳）
- ・ 水場の意識

このうち、（出）島状施設など古墳に設けられた儀礼空間の評価に関しては、そこに置かれた圓形埴輪の機能評価と関連して、首長の社会的活動において水の管理が主要な政治・経済・祭祀のテーマとなる（白石2003）ことを前提に、造出（島状施設含）は実際の首長居館をモデルとし、実際の遺跡（首長居館等）で行われた「水のまつり」を表現したものとする理解が有力である（酒2001、若狭2003など）。この理解は、南郷大東遺跡で確認された導水施設が水をまつる祭祀施設と考え、それが圓形埴輪として造形されたとする考えに基づいている。この考えによると、宝塚1号墳で出土した圓形埴輪のうち、遮蔽施設内の切妻家形埴輪に内包された井戸状の施設を湧水点型の祭儀場の反映とみ、導水施設と湧水施設がともに埴輪として古墳の場に表現されていると考えるのである（今尾2003）。



第5図 城之越遺跡貼石祭儀場（上）と巣山古墳島状施設（下）の共通意匠（1：100）  
 （上）三重県埋蔵文化財センター1992より転載  
 （下）広陵町教育委員会2005より転載

この考え方に対して筆者は、導水施設及びそれを造形したとみられる圓形埴輪は、被葬者の靈魂の永続的な鎮まり（鎮魂）を意図した施設と考えていることからこの認識に立たない（穂積2004）。湧水点における祭祀形態の基本は遮蔽施設の伴わない「庭上祭祀」にあると考えられるのに対し、埴輪に造形された「湧水施設」及び「導水施設」は遮蔽施設が伴ういわば「閉ざされた空間」を表現しているとみられるからである。同様に、石山古墳東方外区埴輪の観察から高橋克壽氏も、少なくとも石山古墳においてはこれら施設（東方外区）は「水のまつり」の要素ではなく、「喪葬や葬送」を示したものとの認識を示しておられる（高橋2005）。

しかしながら、上記のように圓形埴輪や（出）島状施設、造出の性格に関する考えに諸説あっても、それらが何らかの目的で行われた儀礼を反映し、それを「舞台」として表示しようとした機能を有するというてんでは諸説は共通する。そういう意味では、独立祭儀場と古墳上の施設のあいだで意味する性格（本義）に違いがあったとしても、これら施設の造営主体が等しく首長層であり、ともに「儀礼空間の場」として機能したことは共通することから、それを演出させるための仕様や意匠で共通性があっても、それらは相反することではない。

つまり、筆者の理解では、突出部や立石、洲浜状の意匠は、首長層が造営した何らかの儀礼執行の場を演出するいわば舞台装置のひとつであり、行われる儀礼の目的そのものを規定しなかったということに収斂する。従って、機能は違ってもそこに示された「洲浜」なり「彎曲形状」のモチーフ自体は、共通したものであった可能性がある。

## VII 「洲浜」状貼石の原モチーフ

庭園を構成する主要要素のひとつである「洲浜」は、その字面が示すように本来は荒磯などの海浜部を造形モチーフにしているとされている。換言すれば、ある特定の「モノ」を原モチーフとして、それに見立てているわけである。これと同様に、古墳の島状施設についても、古墳の周濠を海に見立ててそこに浮かぶ港をモチーフとした可能性や（坂2000）、海の彼方の神仙世界の島－常世－を示すとの解釈が示されている（辰巳2001）。こうした古墳施設における造形モチーフは、『記紀』、特に『景行記』の倭健命段からも、古墳における喪葬や葬送の儀礼に関して、その所作に海浜を具現化したモチーフが存在した可能性を提起できる。以下、当該部分を示そう（一部略）。

6 是に倭に坐す后等及び御子等、諸下り到りて、御陵を作り、即ち其地の那豆岐田に匍匐ひ廻りて、哭為して歌曰ひたまわしく、

なづきの田の 稲幹に 稲幹に 匍匐ひ廻ろふ 野老蔓

とうたひたまひき。是に八尋白智鳥に化りて、天に翔りて濱に向きて飛び行でましき。－中略－

淺小竹原 腰なづむ 空は行かず 足よ行くな －中略－

海處行けば 腰なづむ 大河原の 植ゑ草 海處はいさよふ －中略－

濱つ千鳥 濱よは行かず 磯傳ふ

とうたひたまひき。是の四歌は、皆其の御葬に歌ひき。故、今に至るまで其の歌は、天皇の大御葬に謡ふなり。（以下、略）〔景行記〕

これは、伊勢の能煩野（能褒野）で倭健命が亡くなった後、彼の后や子が伊勢に下向し、御陵の脇で行われた儀礼と謡われた歌を記したもので、この四首はこれ以降、今（『古事記』筆録時）に至るまで天皇の大葬歌として歌われていることが記されている。ここで確認できる儀礼は、殯所（『記紀』のアメノワカヒコ葬儀部分や、柿本人麻呂の高市皇子殯宮挽歌（『万葉集』卷2、通番199）などに記された内容と儀礼や登場者（具体的には「鳥」）などと一定の共通性を有し、喪葬や葬送の情景の一端を示す。具体的にいうと、ここに示された原モチーフは海浜であり、そこで匍匐・哭為して死者を慰め、靈魂の象徴としての鳥が登場している。ちなみに『古事記』では、この箇所の後に白鳥となった倭健命が河内国志幾へ飛び翔り、一端ここに築かれた御陵に鎮まった後、さらに天へ向か

つて翔け飛んでいった筋書きへと続く。これら説話は、天皇の大葬歌が、倭健命の葬礼に起源しているという認識を示す目的があったと思われるが、説話の筋書きとしては御陵造営後にこれら儀礼を行っていることも注目できる。

ここで、改めて島状施設等の部分で最も普遍的な形象埴輪のひとつが鳥形埴輪（特に水鳥）であることの意味が想起される。先に筆者は、主墳丘から外側の付設施設で行われる儀礼に関して、圓形埴輪の機能と関連して被葬者の靈魂の永続的な鎮まり（鎮魂）を意図した施設との理解を示したが、上記はこのことと照応する内容をもつ。このことに関して小浜成氏は、「靈魂の現世と来世との往来を担う水鳥を主役とした（出）島状施設は、現世か来世の場か断定はできないが、そこから墳頂にある依り代へ靈魂を運ぶ、あるいは墳頂から造り出しへ靈魂を運ぶための中継の儀礼の場を表現」したとの見解を出されている（小浜2005）。

このように、（出）島状施設が示すものが、喪葬や葬送などの場を示したものとすると、それら施設における貼石護岸にみる洲浜状の表現は、文字通り海浜を原モチーフにしたという可能性も提起される。

## VIII まとめ～古墳時代庭状施設の評価～

島状施設など古墳における付設施設の「庭状表現」も含め、それが内在的に、ある特定の「モノ」をモチーフとしつつ、そのアナロジーとして造形されている可能性がより明らかとなった。（出）島状施設の場合、それが首長居館に起源（若狭2003・2005）するのか、あるいは喪葬の場（この場合、原モチーフに海浜部の情景を含意した可能性あり）に起源するのかは評価が分かれており、圓形埴輪の評価を含めて「（出）島状施設」という場そのものの役割として何が意図されたのかという命題についてはさらに追求しなくてはならない。しかし、いずれの説を探るにせよ、それがある特定の「モノ」をモチーフとして造形がなされたと考えることは是認してよかろう。

以上のように考えた場合、そこに造形感覚を含めて人間の思考活動の発現が加わっていることはいうまでもない。ここにおいて、古墳時代の「庭状施設」が、尼崎氏のいう「日常を非日常化していこうとする意識」（奈良文化財研究所2002p.47）の発現した場であることは明瞭である。さらに、「儀礼の場」を演出したこれら古墳における施設も含めて、「庭」の本義が、元々「祭祀や儀礼」を行う場という部分に内在していたことを敷衍すると、古墳時代の「庭状施設」も、やはり庭園史のなかに取り込んで評価すべき対象であることを如実に示している。

そして、「庭園史」を語る場合、生成時の性格から離れて、途中に付与されていった「鑑賞」や「宴遊」という後出的な機能にのみ視点を置いて、それを判断基準に個々を評価していくことの方法論的な問題も明らかである。列島における「庭園史」には、「祭祀」や「儀礼」空間の場としての「ニワ」（ここで祭祀と儀礼を分けたのは、「祭祀」が本来「神マツリ」を意味する語であることから、神まつり以外の可能性がある古墳上の儀礼なども包含することを含意している）を出発点として、その意味を示す漢字として「庭」が選択され、さらに時代と共にその性格も変転していくという基本ラインを押さえる必要がある。「祭祀」や「儀礼」空間としての庭を正しく位置づけた場合、古社における庭の系譜も、改めて整理できる余地が広がる。以上の視点は、個々の庭の位置づけに際して、その系譜がどこからもたらされたのかを考える技術系譜の問題以上に、本源的な問題を孕んでいるように思われる。

つまり、列島の庭園史を考える場合、古墳時代の独立祭儀場や古墳付設施設における「庭状施設」表現は、まさに列島庭園史において、庭が「祭祀」や「儀礼」執行の場を出発点としていることを確認したうえで、「そこに発現した意図的な造形」をも射程に議論を積み上げていく必要のあることを示している。ここに至って、庭園史も古代史研究や古墳研究などとも照応して日本史のダイナミズムのなかに統一的に評価することが可能となろう。

本稿の問題意識は、平成3年に伊賀市（当時は上野市）城之越遺跡の調査を担当したことに端を発し、平成13年以降は奈良文化財研究所で行われる庭園研究会に参加させていただく機会を通して改めて考えてきたことである。

本稿を記すまでに、下記の諸先生・諸氏から多大のご指導や示唆を頂いている。改めて感謝の意を表したい。

尼崎博正・石野博信・今江秀志・榎村寛之・今尾文昭・井上義光・牛川嘉幸・卜部行弘・大川操・小野健吉  
金子裕之・河上邦彦・清水真一・杉本宏・高瀬要一・高橋克壽・辰巳和弘・中浦基之・仲隆裕・坂 靖  
福田哲也・松本洋明・水野正好・森浩一・森下博行・安原啓二・山澤義貴・和田萃・渡辺寛

(参考文献)

- 井上光貞 1967 「解説」(岩波書店 1967『日本古典文学大系 日本書紀上』所収)  
今尾文昭 2003『カミによる水のまつり』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館  
上野市教育委員会 1998『城之越遺跡(2次)発掘調査報告』  
岩波書店 1958『日本古典文学大系 古事記祝詞』  
岩波書店 1967『日本古典文学大系 日本書紀上』  
上田睦 2005『狼塚古墳と導水施設形埴輪』『水と祭祀の考古学』奈良県立橿原考古学研究所附属博物館編  
牛川嘉幸 1994「日本庭園における流れの遺構」『史跡大覚寺御所跡発掘調査報告』大覚寺  
岡田精司 1992「神と神まつり」『古墳時代の研究』12 雄山閣出版  
小野健吉 2003「飛鳥・奈良時代の庭園遺構と東院庭園」『平城宮発掘調査報告XV』奈良文化財研究所  
加藤允彦 1983「日本庭園成立前後の問題」『文化財論叢』奈良国立文化財研究所  
広陵町教育委員会 2005『巣山古墳調査概要』学生社  
小浜成 2005「埴輪による儀礼の場の変遷過程と王權」『王權と儀礼』大阪府立近つ飛鳥博物館  
白川静 1994『字統』平凡社  
白川静 1995『字訓』平凡社  
白石太一郎 2003「首長の水のまつり」『日本の歴史』週間朝日百科38 朝日新聞社  
鈴木敏弘 1991「集落内祭祀の諸問題」『赤羽台遺跡－八幡神社地区－2』東北新幹線赤羽地区遺跡調査団  
消 斎 2001「水の祭祀場を表した埴輪についての観書」『史跡心合寺山古墳発掘調査概要報告書』八尾市教育委員会  
高橋克壽 2005「東方外区の埴輪」『石山古墳』三重県埋蔵文化財センター  
辰巳和弘 2001『古墳の思想』白水社  
天理市教育委員会 2003『史跡赤土山古墳第4次～第8次発掘調査概要報告書』  
奈良市教育委員会 1991『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書平成2年度』  
奈良市教育委員会 1995『奈良市埋蔵文化財調査概要報告書平成6年度』  
奈良国立文化財研究所 1986『平城京左京三条二坊六坪発掘調査報告』  
奈良国立文化財研究所 1998『発掘庭園資料』  
奈良文化財研究所 2002『「古代庭園に関する調査研究」(平成13年度) 報告書－古墳時代以前の泉・流れ遺構の検討－』  
奈良文化財研究所 2003『「古代庭園に関する調査研究」(平成14年度) 報告書－飛鳥時代庭園遺構の検討－』  
奈良文化財研究所 2004『「古代庭園に関する調査研究」(平成15年度) 報告書－奈良時代庭園遺構の検討－』  
坂 靖 2000「埴輪祭祀の変容」『古代学研究』150  
穂積裕昌 1992「大溝空間の性格とその意義」『三重県上野市比土 城之越遺跡』1992 三重県埋蔵文化財センター  
穂積裕昌 1994「古墳時代の湧水点祭祀について」『考古学と信仰』(同志社大学考古学シリーズVI)  
穂積裕昌 1999「井泉と誓約儀礼－記紀誓約神話成立の背景－」『考古学に学ぶ－遺構と遺物－』(同志社大学考古学シリーズVII)  
穂積裕昌 2001「井泉と大形建物」『八王子遺跡考察編』愛知県埋蔵文化財センター  
穂積裕昌 2005「墳頂部方形区画と東方外区」『石山古墳』三重県埋蔵文化財センター  
松村明 1988『大辞林』三省堂  
三重県埋蔵文化財センター 1992『三重県上野市比土 城之越遺跡』  
森下浩行 1998「奈良市南紀寺遺跡」『日本の信仰遺跡』(奈良国立文化財研究所学報第57冊)  
若狭徹 2003「造り出しの埴輪配列と人物埴輪」『関東の埴輪と宝塚古墳』松阪市・松阪市教育委員会  
若狭徹 2005「埴輪と居館と地域社会－保渡田八幡塚古墳と三ツ寺I遺跡を起点に－」『王權と儀礼』大阪府立近つ飛鳥博物館